

令和 8 年度 山形県地域型食品企業等連携促進事業 公募要領

1 事業目的

食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、県産農林水産物を活用した新たなビジネスの創出を推進するため、山形県地域型食品企業等連携促進事業（やまがた フード・プロジェクト。以下「YFP」という。）の地域コンソーシアムに参画する事業者による、県産農林水産物を活用した新商品や新サービス等の開発や販路開拓に係る取組みを支援する。

2 補助事業者

YFP 地域コンソーシアム参画事業者である食品製造業者、食品加工業者、食品卸売業者、食品仲卸業者、食品小売業者、中食事業者、外食事業者等（以下「食品等事業者」という。）であって、下記に掲げる要件を全て満たす者。

- （１）地域の食品等事業者と農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体の参画を必須として、食料システムの各段階のそれぞれ異なる 1 者以上を含む計 3 者以上が連携して取り組むこと。また、事業の実施に当たり、成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書を作成すること。
- （２）新しい考え方や技術を取り入れ、イノベーションを創発させるために、地域コンソーシアムの参画者である大学等の高等教育機関及び公設試験研究機関等が有する研究成果、技術、各種アドバイザーの知見等の導入に取り組むこと。
- （３）消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築に取り組むこと。
- （４）事業期間を 3 年から 5 年とする事業実施計画を作成すること。また、当該補助金の交付申請書の提出より前に、地域型食品企業等連携促進事業実施要領（令和 7 年 3 月 31 日 6 新食第 2408 号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知。以下「国要領」という。）別記様式第 2 号による事業実施計画書を知事に提出すること。
- （５）交付要綱の規定による収益納付、事業実施状況等及び評価報告を確実に実施すること。
- （６）補助事業の一部を第三者に委託する場合は、知事にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結すること。なお、委託する場合の契約には、精算条項を付すものとし、補助事業者が委託して行わせることのできる範囲は事業費の 2 分の 1 までとする。

3 補助対象事業

（１）新商品等の開発

YFP において組成された、県産農林水産物を活用した新商品、新メニュー、新サービス等（以下「新商品等」という。）の開発に必要な試作品及びパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等

【要件】新商品等の開発にあっては、次のアからウまでを満たすものであること。

ア 地域内の農林水産物を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであって、商品等に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の

解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。

イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。

ウ 開発した新商品等にあつては、「F C P 展示会・商談会シート」を作成すること。

(2) 販路開拓の実施

(1) で開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行うとともに、新商品等の販路を開拓するための展示会や商談会等への出展

【要件1】販路開拓に向けて行われる試験販売にあつては、次のア及びイを満たすものであること。なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入のうち利益分を本事業に係る経費から差し引いて補助金の額を確定させるものであること。

ア 展示会等のブース又は補助事業者が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。

イ 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。

【要件2】販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあつては、「F C P 展示会・商談会シート」又は「他の展示会・商談シート」を作成すること。

4 補助率・補助金額

○補助率：定額、1／2以内

※食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食料システム法」という。）第6条に基づく安定取引関係確立事業活動計画、第8条に基づく流通合理化事業活動計画、第9条に基づく環境負荷低減事業活動計画及び第10条に基づく消費者選択支援事業活動計画の認定を事業実施期間終了までに受ける意思を有しており、原則としてその取組が当該認定を受けることができると見込まれる場合は定額。

○補助金額：100万円以内

5 補助対象経費

区分	補助対象経費
新商品等の開発	・新商品等企画・実証・開発費 （データを活用したマーケティング費、試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、試作品材料・資材購入費、成分分析検査費、試作品の製造・新サービス実証に関する機器のレンタル・リース料等）

販路開拓の実施	ア. 消費者評価会実施費 ・会場借料 ・資料印刷費 ・アンケート調査票印刷費 ・集計整理賃金等 イ. 販売促進展開費 ・出展料 ・出展旅費（1回の出展あたり2人までとし、2回分の出展費用を限度とする。） ・商品紹介資料印刷費 ・展示品輸送費 ・インターネットを活用した試験販売費 ・消耗品費等
---------	--

6 補助事業実施期間等

（1）補助事業実施期間

補助金交付決定の日から令和9年2月28日（日）まで

※この期間内に発注・契約・納品・検収・支払を完了する必要があります。

※この期間内に上記が完了しない場合、補助金を受け取ることはできません。

（2）実績報告書提出期限

事業完了後20日以内、又は令和9年3月10日（水）のいずれか早い日まで

7 応募手続き

（1）応募受付期間

令和8年9月1日（火）から令和8年10月9日（金）まで

（2）提出書類及び提出先

①提出書類

- ・事業実施計画書（国要領別記様式第2号）及び必要な添付書類
- ・経費内訳（様式1）
- ・提出書類確認書（様式A）
- ・事業の概要が分かる資料（様式B）
- ・地域コンソーシアムの参画者である食料システムの各段階（生産、加工・製造、流通・販売等）のそれぞれ異なる1者以上を含む計3者以上が連携して事業を実施する際の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書（任意様式）

②提出先

下記メールアドレス宛に電子メールで提出

山形県 農林水産部 農産物販路開拓・輸出推進課 販路開拓・食ビジネス推進担当

メール：ynosansui@pref.yamagata.jp

③提出の際の留意点

応募にあたっては、YFP 事務局（（公益財団法人）流通経済研究所）の確認を受けた事業実施計画書をご提出ください。

（事前確認先）YFP 事務局：（公益財団法人）流通経済研究所

メール：info_desk@lfp-yamagata.jp

※送信エラーとなる場合は、ayaka_sugawara@dei.or.jp に送付ください。

（事前確認提出期限）令和 8 年 10 月 2 日（金）

8 審査方法・結果の通知

（１）補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、山形県が設置する審査委員会で以下のポイントを中心に審査を行

項目	審査のポイント
事業の意義、目的	・ 持続的な食料システム確立に向けた課題を捉え、その課題を踏まえた事業の目的となっているか。 ・ 事業の実施により、生産者や事業者など地域への波及効果があるか。 ・ 農林水産業と食品産業の連携が図られ、各事業者の経営資源の組み合わせによるビジネスの開発が期待できるか。
事業の新規性、先進性、独創性	・ 新商品、新サービスが他社のものと比較して、競争力があるか。 ・ イノベーションのある取組となっているか。
事業の実現性	・ 消費者ニーズを十分把握し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が期待できるか。 ・ 新商品や新サービスが販売先に合ったものとなっているか。
事業の継続性	・ 単発的な活動ではなく、事業の継続性は期待できるか。 ・ 達成可能性の高い売上計画が立てられているか。
事業の収益性 費用対効果	・ 付加価値がある商品やサービスとなっているか。 ・ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待できるか。

ったうえで、選定を行います。

（２）事業計画に関する照会等

申請受付後、事業計画に関する照会等を行う場合があります。

（３）結果の通知

申請事業者全員に対して、審査結果（採択又は不採択）を文書で通知します。

採択された場合、計画の内容・成果等について公表及び YFP の成果報告会等で報告を行っていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。